

平成30年1月9日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会（印略）

民間紛争解決手続代理認定に係る土地家屋調査士名簿への  
登録申請等について（再度のお知らせ）

— 登録申請手続前に、必ずご確認ください・お問合せ下さい —

平素は会務運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記申請手続につきまして、昨年12月13日付け書面（別紙参照）をもって「過去に土地家屋調査士特別研修を修了し、民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有することの法務大臣認定を受けながら、土地家屋調査士名簿への登録手続を執られていない会員各位」に向けて、速やかに当該登録手続をお執りいただきたい旨の要請を行いました。

しかしながら、当該通知の方法が、あたかも、当該通知を受けた会員がその該当者であるかのような印象を与えるものとなっており、多くの会員の皆様に、無用の誤解と混乱を招く結果となりました。ここに、慎んでお詫び申し上げます。

当該通知は、あくまでも「土地家屋調査士特別研修を修了し」かつ「法務大臣の認定を受けている」にもかかわらず、未だ「土地家屋調査士名簿への登録を行っていない会員各位」に向けたものであり、既に登録手続を完了されている会員におかれては、当該手続をお執りいただく必要はありません。

なお、当該登録手続を完了されている場合には、お手元の「会員証」表面の「事務所所在地」欄の下部に、「民間紛争解決手続代理関係業務認定」の認定番号等が記載されておりますので、まずは当該記載の有無をご確認いただくか、電話（03-3295-0587）又はEメール（info@tokyo-chousashi.or.jp）をもって、本会事務局までお問合せ下さいませよう、改めてお知らせ致します。

平成29年12月13日

該 当 会 員 各 位

東京土地家屋調査士会（印略）

**民間紛争解決手続代理認定に係る土地家屋調査士名簿への  
登録申請等について（お知らせ）**

平素は、会務運営にご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれては、過去に実施された土地家屋調査士特別研修を修了し、「土地家屋調査士法第3条第2項第2号における、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有することの法務大臣の認定」を受けられました。

ところで、当該「法務大臣の認定」を受けた方は、その旨を「土地家屋調査士名簿」に登録いただく必要がありますが、貴職におかれては、未だその手続きをされておられません。

つきましては、下記に記載の書類等をご持参の上、東京土地家屋調査士会において手続をお執りいただけますよう、お知らせ致します。

なお、土地家屋調査士法人の社員が当該登録を行った場合に、同法人において「民間紛争解決手続代理関係業務」を取扱うこととした場合には、別途、所属法人の定款変更等が必要となりますので、別紙の注意事項に基づき、併せて「土地家屋調査士法人登録事項変更届出書」をご提出くださいますよう、お願い致します。

**【 必 要 書 類 等 】**

1. 土地家屋調査士法第3条第2項の認定の登録申請書（正・副） 2通
2. 法務大臣「認定証書」原本 1通（写しとの照合後、還付いたします。）
3. 法務大臣「認定証書」写し 2葉
4. 会員証作成依頼書 1通（写真 2葉）
5. 登録手数料 金2,000円
6. 会員証発行手数料 金1,000円

おって、当該登録申請手続に関しましては、「支部長経由」の必要はありませんので、申し添えます。

## 注 意 事 項

1. 職名又は日本名の登録がある場合は、登録申請書「氏名」欄に、別途、職名又は日本名をカッコ書きで併記して下さい（その際、ふりがなも振って下さい）。
  
2. 土地家屋調査士法人における注意事項
  - 土地家屋調査士法人の社員が認定事項登録をした場合は、定款変更等の事項変更の提出が必要です。ただし、民間紛争解決手続代理関係業務を定款に記載しない場合には、法人名簿に「特定社員」であることを記載するための事項変更をする必要はありません。
  - 土地家屋調査士法第29条により、定款で定めていなければ民間紛争解決手続代理関係業務を行うことはできません。
  - 土地家屋調査士法人が、認定のための届出をする場合の手順は、以下のとおりとなります。
    - (1) 社員が土地家屋調査士として認定登録申請を行う
    - (2) 土地家屋調査士法人の目的変更（定款変更）の登記を申請する
    - (3) 「土地家屋調査士法人登録事項変更届出書」等を提出する

※詳細につきましては、東京土地家屋調査士会事務局までお問合せください。

## 土地家屋調査士法第 3 条第 2 項の認定の登録申請書

 正  副

平成 年 月 日

日本土地家屋調査士会連合会長 殿

所属する調査士会 東京 土地家屋調査士会

登録番号 東京 第 号

氏 名

 職印

私は、土地家屋調査士法第 3 条第 2 項の規定により法務大臣の認定を受けたので、  
日本土地家屋調査士連合会会則第 32 条第 1 項の規定により登録を申請します。

(ふりがな) 氏 名		年 月 日生	男・女
住 所	(〒 )	電話( )	—
事務所所在地	(〒 )	電話( )	—
民間紛争解決 手続代理認定	年 月 日 認定	認定番号 第	号
備 考			

(注) 正本、副本の別を○で囲むこと。

## 土地家屋調査士法第3条第2項の認定の登録申請書

正副

平成 年 月 日

日本土地家屋調査士会連合会長 殿

所属する調査士会 東京 土地家屋調査士会

登録番号 東京 第 号

氏 名

職印

私は、土地家屋調査士法第3条第2項の規定により法務大臣の認定を受けたので、  
日本土地家屋調査士連合会会則第32条第1項の規定により登録を申請します。

(ふりがな) 氏 名		年 月 日生	男・女
住 所	(〒 )	電話( )	—
事務所所在地	(〒 )	電話( )	—
民間紛争解決 手続代理認定	年 月 日 認定	認定番号 第	号
備 考			

(注) 正本、副本の別を○で囲むこと。

# 会員証作成依頼書

( 新規 ・ 損傷 ・ 紛失 ・ 様式切替 ・ 事務所移転 ・ その他 )



支 部 名		会 員 番 号	第 号
氏 名		生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日生
土地家屋 調査士法人名		民間紛争解決手続 代理認定登録の有無	有 ・ 無
事 務 所 所 在 地			

写真を  
貼付して下さい

- \* 写真 (2枚) . . . . .  
縦4cm×横3cm, 正面・無帽・無背景で, カラー写真 (光沢仕上げ), 3か月以内に撮影されたもの  
(濃い着色レンズの眼鏡やマスク等を着用しての撮影はご遠慮ください。)
- \* 会員証再交付申請書 . . . . .  
「新規」及び有効期限内の「様式切替」以外の場合に必要です。
- \* 会員証発行手数料 1,000円 . . . . .  
有効期限内の「様式切替」の場合 (事務所所在地における住居表示の実施・行政区画等の変更に伴う手続の場合,  
またはマンション名の追記・部屋番号の変更 を除く) に必要です。

※本会事務処理記入欄 (下記項目については, 本会で記入いたしますので, 申請者は記入しないで下さい。)

発行日		有効期限	まで	送付日	
-----	--	------	----	-----	--